

「2025 年度 清水庁舎の整備方針（案）」 に関する意見応募用紙

【募集期間：令和7年 11 月 4 日（火）～令和7年 12 月 5 日（金）まで（必着）】

清水庁舎の整備につきましては、2022 年度に改修を行うことで整備方針を決定していましたが、清水駅東口地区のまちづくりが前進する現状であらためて、「改修案」と「新築案」を比較検討し、清水駅東口公園(元清水駅東口広場)への移転新築を「2025 年度 清水庁舎の整備方針(案)」としました。

この方針について市民の皆様からのご意見を募集します。

1 「2025 年度 清水庁舎の整備方針（案）」では、
『清水庁舎を清水駅東口公園(元清水駅東口広場)へ移転新築する』
としています。この整備方針につきまして、あなたのご意見をお書きください。

2 清水庁舎の移転新築にあたり、求める機能や要望等がありましたら、こちらにお書きください。

3 その他（自由記載） ※上記以外の項目についてご意見がありましたら、こちらにお書きください。

【ご意見のタイトル】 ※「2025 年度 清水庁舎の整備方針（案）」のどの部分に関するご意見かお書きください。

【ご意見の内容】

* 住 所 (法人の場合は所在地)		(必須)	
* 氏 名 (法人の場合は名称及び代表者名)		(必須)	
年 齢	□19 歳以下 □20 代 □30 代 □40 代 □50 代 □60 代 □70 歳以上		
職 業	□会社員 □公務員 □自営業 □専業主婦(夫) □学生 □パート・アルバイト □その他		

📝ご意見を提出される際の注意事項

- 1 *印のある欄は必ずご記入ください。(意見の提出に際して、「静岡市市民参画の推進に関する条例施行規則」第5条第4項において、個人の場合は住所及び氏名、法人その他の団体の場合は、名称、所在地及び代表者の氏名を明らかにすることとされています。ご協力をお願いいたします。)
- 2 個人情報については、厳正に管理を行い、「静岡市市民参画の推進に関する条例」に基づくパブリックコメントの目的以外では使用いたしません。
- 3 いただいたご意見は、清水庁舎整備の参考とさせていただきます。また、個人が特定できないよう編集した上で、意見の要旨とそれに対する市の考え方について、市ホームページ等で公開いたします。また、いただいたご意見に対し、直接の回答はいたしませんのでご了承ください。
- 4 意見欄に「別紙のとおり」としていただき、別紙を添えて提出していただくことも可能です。
- 5 対象となる「市民」とは、市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及び市内において事業を行い、又は活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。
- 6 郵送の場合は、令和7年12月5日(金)必着をお願いいたします。

📝ご意見の提出方法

期間内に、意見応募用紙を次のいずれかの方法でご提出ください。

1 郵送	〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 管財課 あて
2 ファクシミリ	FAX 番号：054-221-1015
3 持参	管財課（静岡庁舎本館1階）
4 市HP (電子申請)	市ホームページにある応募専用フォームでご提出ください。 右の二次元コードからも提出できます。 ※個人情報保護の観点から、電子メールでのご提出は受付できません。



電子申請フォーム

📝意見応募用紙と詳しい資料の配架場所は次のとおりです

意見応募用紙の配架場所と、「2025年度 清水庁舎の整備方針(案)」が閲覧できる場所は次のとおりです。

- (1) 管財課（静岡庁舎本館1階）
- (2) 各区の市政情報コーナー（葵区/静岡庁舎新館1階、駿河区/駿河区役所3階、清水区/清水庁舎4階）
- (3) 生涯学習交流館、生涯学習センター、市民活動センター、女性会館
- (4) 静岡市ホームページ

※右の二次元コードからホームページにリンクされます。



静岡市 HP